

第55回広島県美容技術競技大会

全日本競技種目

【花嫁化粧着付競技】

【出場資格】

広島県美容業生活衛生同業組合会員もしくは従事者で、美容免許取得者

(1) 掛下文庫着付（お引きずり）

通常結婚式で用いられるもの。

競技は、「衿とじ」作業及び「化粧、かつら装着、ボディ補整、長襦袢着付」までの作業と「掛下着付、帯結び」の作業に分けて行い、上品で格調高く花嫁らしい作品を作るものとする。。

長襦袢着付までの作業は監視委員立会いの下に控室等で行い、「掛下着付、帯結び」の作業は競技場で行う。

(2) 競技時間

衿とじ作業・・・25分（控室）

長襦袢着付までの作業・・・80分（控室）

掛下着付、帯結びの作業・・・20分（競技場）

(3) 競技に関する制限及び禁止事項

（違反した場合は、減点もしくは失格となる）。

〔禁止事項〕

- ①競技中、選手同士又はモデル・観客と会話等をしてはならない。
- ②競技中、用具の貸し借りをしてはならない。
- ③競技中、他の選手に迷惑をかけるような言動、及び監視委員の指示に従わない等の行為は、退場を命じることがある。
- ④長襦袢及び掛下の衿とじを事前に行うことは認めない。（ただし、長襦袢及び掛下の衿とじは、大会当日の朝、競技前に監視委員立会いの下で、長襦袢着付までの作業時間80分とは別に25分間で行う。その後、作業しやすいようにたたみ直すこと。）
- ⑤帯に形付けをしたり、帯結びの過程につながる過度のたたみ方をしておくことは認めない。（抱え帯を含む）
- ⑥帯や着物などに糸印をつけておくことは認めない。
- ⑦文庫の形付けのための芯は認めない。
- ⑧かつらの下地作り、あるいはかつらに、くし・こうがいなどを取り付けておくことは認めない。

- ⑨モデルは競技開始前に、えり、顔の化粧、パック（コットンパックを含む）がしてあってはならない。
- ⑩モデルは競技中はもとより、控室にあっても化粧施術を禁止する。（アイテープ、つけまつ毛を使用する場合は選手が競技時間内（80分）につけること。）
- ⑪モデルが、ひも・伊達巻き・帯あげなどを結ぶことは認めない。（ただし、ひも・伊達巻き・帯あげなどを腕にかけたり、手に持つことはさしつかえない。）
- ⑫モデルが、袖・衿元・裾などを修正することは認めない。（ただし、たもとを持ち上げること及び衿合せを押さえることはさしつかえない。）
- ⑬競技終了後、選手はモデルに一切触れてはならない。
- ⑭ボディ補整のパットやタオルはとじ付けてあってはいけない。
- ⑮袖の錘用の板紙等の使用は認めない。
- ⑯肌着の下にブラジャー等（和装用を含む）の使用は認めない。
- ⑰ものさし類の使用は認めない。
- ⑱助手の使用は一切認めない。（ただし、競技用の搬出入のために、係員の指示に従って助手を指定した場所まで立ち入りさせることはさしつかえない。）

〔制限事項〕

- ①選手の服装は、競技に相応しいものとし、上衣は白いもの（色、柄は禁止）、下は黒又は濃紺のスカート又はスラックスとする（ミニスカートは禁止）。靴は、ヒールの低いものとする。
- ②帯結びの型については、掛下文庫とする。
- ③衿合わせは中心から左右均等に開くこと。
- ④帯あげは中央で結ぶ型とする。

〔衣裳類持込みに際しての禁止事項〕

(a) 掛下。

- ①比翼（裾）は、つけてある所から、裾ふきまで一切表布にとじてあってはいけない。
- ②立て袂の比翼は、胴裏につけてある所から衽つけで表布にとじてあってはいけない。
- ③芯を入れるなどの加工をしてはいけない。
- ④袖付にあて布があってはいけない。

(b) 長襦袢

- ①衿は、三河芯に半衿をつけたもの以外は認めない。その他、特別に考案・加工された、特殊な型式のものも認めない。
- ②衿は白無地とする。
- ③上下セパレートのもの認めない。
- ④巡礼衿は認めない。
- ⑤後衿の力布は、あってはいけない。

(c) 帯と抱え帯

特定のひだの折り癖が強くつけられているものは認めない。

(d) 着付小物

肌着、裾よけ、帯枕は、特別に考案・加工された、特殊な型式のものは認めない。

〔注〕競技用具は、大会当日の朝、競技前に監視委員が厳重に点検を行う。

(4) その他の注意事項

- ①帯結びに使用するひもは、腰ひも又は何重のゴム仮ひもでもよい。
- ②審査はモデルが草履を履いた状態で行う。
- ③アイロンは使用できない。
- ④控室で電源の使用は禁止する。
- ⑤競技終了後、選手は直ちに用具その他のものを持って退場しなければならない。
- ⑥審査中のモデルのポーズは図のとおりとする。【資料図参照】
- ⑦裾（後ろ）は、自然と引いた形とする。【資料図参照】
- ⑧競技時間内に出来てないもの（クリップの取り忘れ、草履を履かせてないもの等）は未完成とし、審査はしない。
- ⑨審査終了後、選手は再入場し、つまどりをして退場する。（つまどりは審査の対象とはならない）

(5) 競技用具の準備（選手が準備するもの）

(a)

- ①掛下 ②掛下帯 ③長襦袢（長襦袢の衿は三河芯にして、三河芯幅に半衿をつけたもの。）
- ④帯メ ⑤帯あげ ⑥抱え帯 ⑦懐剣 ⑧はこせこ ⑨草履
- ※①～⑨の用具の色は白とする。⑩ 扇子（白骨で扇面は金、銀のもの）
- ⑪ 衣装敷（紙）⑫ 衣裳箱 （赤色で高さ18cm位の一般的に使用されているもの。）

(b)

- [1]かつら（文金高島田） [2]こうがい（べっこうでパール、サンゴ、ラインストーン等の付いていないもの、前挿しと後挿しは揃いのもので、片挿しは不可） [3]前櫛（特殊な加工がされてない櫛型で、前髪に挿すこと。補助櫛がついたものは不可）
- ※角かくしは不要
- ※こうがいをつける時、特殊な用具（こうがい用マジック等）の使用は禁止する。

(c)

小物付属品「足袋、肌襦袢、裾よけ又はワンピース型肌着、腰ひも、仮ひも、伊達巻き（2本）、ボディ補整用具（綿花、タオル、さらし又はガーゼ）、帯枕、帯板、クリップ、衿芯（長襦袢及び着物の衿用として奉書紙（35cm×25cm以上、55cm×40cm以内）を使用のこと。ただし、折ってあってはならない。」

(d)

化粧用具一式（鏡は40cm×30cm以内の物とし、台に乗せてはならない。）

(e)

裁縫用具一式

